

第59号議案

東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年9月4日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「第8条第2号」を「第8条第1項第2号」に改め、「第18条」の次に「並びに附則第3項」を加える。

第8条中「第18条、」を「第18条並びに」に、「附則第3項」を「附則第4項」に改め、同条第2号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

（1）家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

（2）次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

（1）当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第29条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

（2）事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者
第18条第2項に次の1号を加える。

（3）保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による食事の提供の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第24条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第25条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。）において家庭的保育事業

を行う場合に限る。)

第25条第1項中「家庭的保育者（次項に規定する要件を満たすものをいう。以下同じ。）」を「次項に規定する家庭的保育者」に改め、同条第2項中「東京都」を「東京都知事」に改め、同条第3項中「家庭的保育者1人」を「前項に規定する家庭的保育者（以下「家庭的保育者」という。）1人」に改め、同項ただし書中「東京都」を「東京都知事」に改める。

第33条第1項中「東京都」を「東京都知事」に改める。

第47条中「第8条第1号」を「第8条第1項第1号」に改める。

第49条第1項中「東京都」を「東京都知事」に改める。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（食事の提供の経過措置）」を付し、同項中「者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加える。

附則第9項を附則第10項とし、附則第8項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とし、附則第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、附則第4項中「第25条第2項に規定する」を削り、「同条第3項」を「第25条第3項」に改め、同項を附則第5項とし、附則第3項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業（第24条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第17条、第24条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第25条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第12条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。